



令和元年 11 月吉日

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

フィリピン向け HS CODE (6 桁) 記載について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、フィリピン税関はすべてのフィリピン向けおよび経由する輸入貨物を対象に HBL 上へ HS CODE (6 桁) の記載を義務付ける通達 (CM048-2019) を出しました。

HBL 上への記載がない場合には、貨物到着や引き渡しの遅れ、それに伴う追加費用が発生する可能性もございますので、十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象仕向け地 : すべてのフィリピン向け・または経由貨物

適用開始日 : 即日

記載項目 : HS CODE (統計品目番号 : 6 桁)
※2020 年 4 月以降、記載がない場合には現地側でペナルティ
チャージが発生する可能性があります。

以上